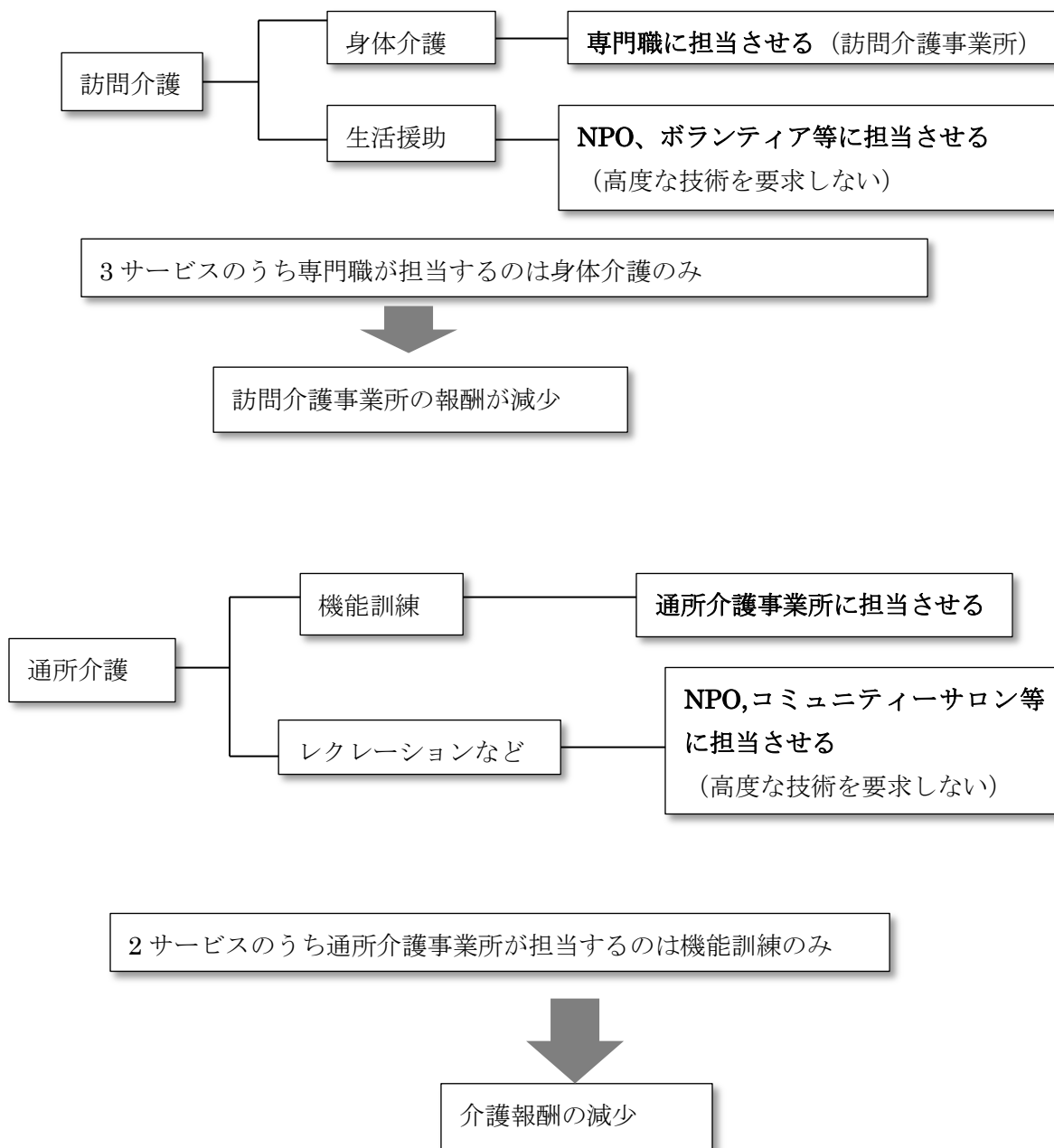


生活支援サービスコーディネーター【新規資格】の創設

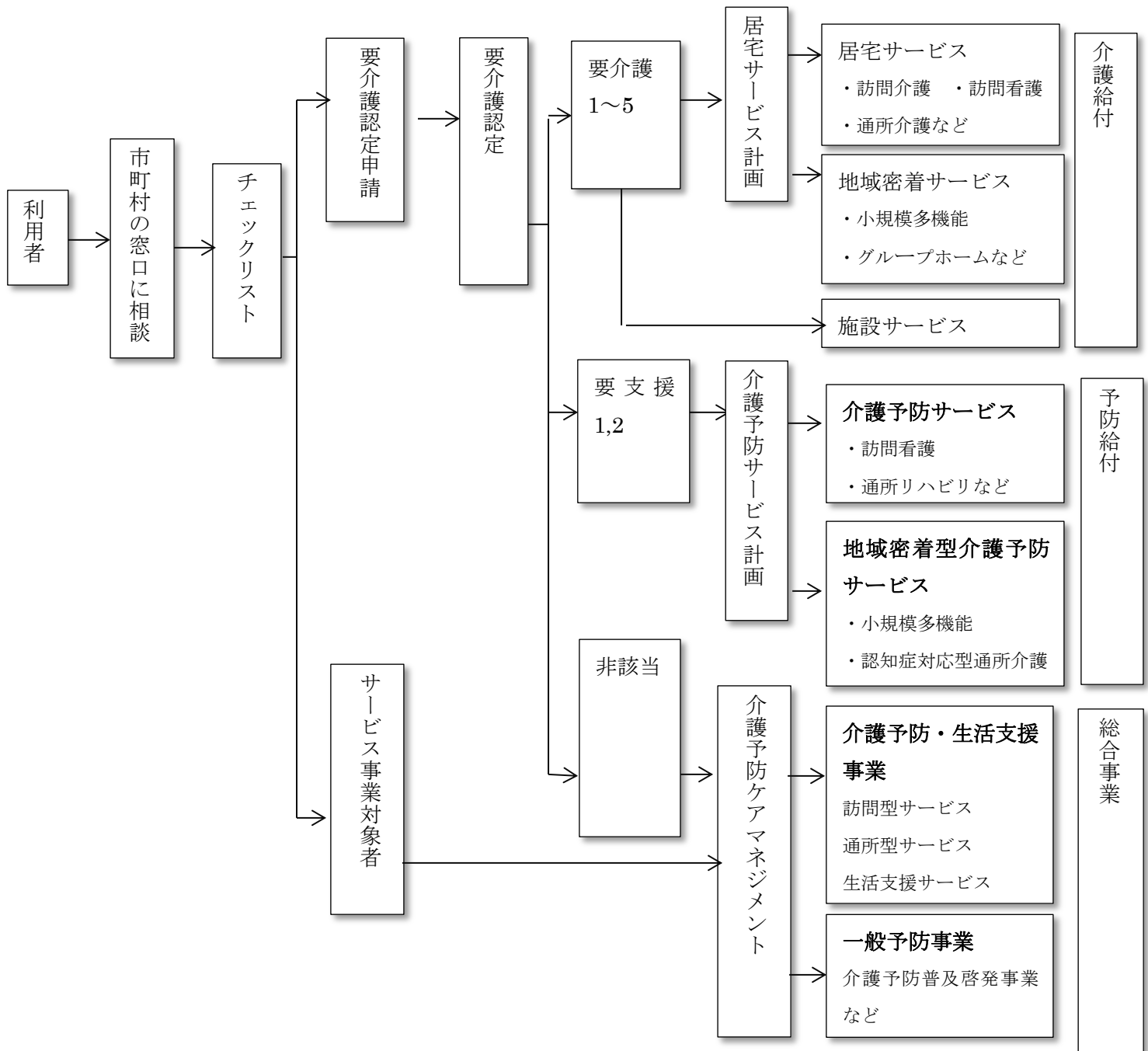
・訪問介護における生活支援サービスの人材育成、連絡調整

主な役割	
資源開発	<ul style="list-style-type: none">・地域に不足するサービスの創出・サービスの担い手の育成・元気な高齢者などが担い手として活動する場の確保など
ネットワーク構築	<ul style="list-style-type: none">・関係者間の情報共有・サービス提供主体間の連携の体制づくりなど
ニーズとのマッチング	<ul style="list-style-type: none">・地域との支援ニーズとサービス提供主体の活動をマッチング・サービス提供主体間の活層ニーズと活層可能な地域資源のマッチングなど

今回の改正内容から推測される影響



サービス利用の手続について



基本チェックリストについて

- 市町村または包括支援センターにサービス利用相談に来た被保険者（第1号被保険者に限る）に対して以下の順序で行う

①対面で基本チェックリストを用いる



相談を受け基本チェックリストにより事業対象者に該当した者には

②更に介護予防ケアマネジメントを行う

- 要支援差に該当する状態等に該当しないケースについては、一般介護予防事業の利用等につないでいく